

### 13 建物に係る償却資産について（不動産賃貸業など）

下記のイラストに示すような、賃貸物件に附属し入居者のために整備している事業用資産は固定資産税（償却資産）の課税対象となるため、償却資産の申告が必要となります（ただし、「家屋」として別途課税される建物附属設備などは除きます。）。

